



平成 27 年 3 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 エフ テック  
代表者名 代表取締役社長 木村 嗣夫  
(コード番号 7212 東証第1部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 豊田 正雄  
(TEL. 0480—85—5211)

## 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 4 日開催の取締役会において、2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、自動車のシャーシ部品を主力製品とする自動車部品専門メーカーとして、軽量かつ競争力のある製品を、開発から生産まで一貫して展開するグローバルサプライヤーであります。

当社を取り巻く自動車業界は、成熟された国内市場において、燃費効率のよい軽自動車や小型車が主力となり、当社単体の生産付加価値が減少する事が予測されております。一方、当社の主要顧客の海外生産は、今後も継続的な拡大が見込まれており、さらに北米、中国、アジアについても様々な自動車メーカーから新規の販売機会が増加しております。海外各地域における新規事業は、厳しい競合環境にはあるものの、地域環境ニーズに合わせた部品仕様提案により、販売拡大の見込みは大きいと判断しております。

このような状況において当社グループは、平成 26 年度より開始した第 12 次中期三ヵ年計画に、「圧倒的競争力を持つシャーシシステムメーカーになる」ことを全社方針として掲げ、世界の自動車メーカーとの取引拡大を図り、真のグローバル化、シャーシシステム体質への変革、環境対応技術の強化を進めております。研究開発では、日本、北米、アジア各地域の研究開発拠点と連携し、グローバルな研究開発体制を確立するとともに、高度なシミュレーション技術により強度、耐久性、開発コストを試作前評価することにより、スピード開発とコスト競争力を実現しつつ効率的な開発に取り組んできました。その結果、新興国市場では事業拡大に伴う生産能力増強を図り、インド、ブラジル、中国の未展開地域等へはアライアンスによる最適供給体制を整えてまいります。

本新株予約権付社債の発行による資金調達には、当社グループのタイ・メキシコ・インドネシアにおける生産能力拡大を目的とした設備の増強及び安定供給体制の確保のために行うものです。また、中国子会社の連結上の持分を取り込むために株式の買い取りを行います。これにより、得意先のグローバル戦略に対応し、成長が見込まれる市場に経営資源を重点的に投入することにより、グローバル展開の更なる強化を目指してまいります。

### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約 40 億円の使途につきましては、以下を予定しております。

- ① 平成 27 年 3 月 31 日までに本田技研工業（中国）投資有限公司が保有する偉福科技工業（武漢）有限公司株式の買取資金に約 400,000,000 円
- ② 平成 28 年 3 月期までに F. tech Mfg. (Thailand) Ltd. における新規顧客より受注した新機種部品の生産を行う為の大型設備投資資金に約 1,500,000,000 円
- ③ 平成 28 年 3 月期までに F&P MFG DE MEXICO S. A. DE C. V. における 1000T 及び 3000T プレス

ご注意:この文書は、当社の 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

機導入の設備投資資金に約 1,500,000,000 円

④ 本新株予約権付社債の発行に先立ち、平成 26 年 12 月に、PT. F. tech INDONESIA における塗装工程の内製化を含む一貫加工の自社工場建設資金約 600,000,000 円の支払い(当社による増資引受け)を借入により行っており、本新株予約権付社債の発行による発行手取金のうち同額については、平成 27 年 3 月 31 日までに当該借入金の返済に充当します。なお、残額が出る場合は運転資金とします。

【本新株予約権付社債を発行するにあたっての当社の狙い】

本新株予約権付社債発行は、将来における転換にともなう株主資本増強を通じて投資余力を拡大することを企図しております。加えてゼロ・クーポンにて発行されるため、将来の金利上昇に備えるとともに、調達コストの最小化を図ることができ、当社にとって最適な調達手段であると考えております。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 社 債 の 名 称                               | 株式会社エフテック 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）  |
| 2. 本 社 債 の 払 込 金 額                         | 本社債額面金額の 100.0%   |
| 3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭       | 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。   |
| 4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日）               | 2015 年 3 月 20 日   |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項                         |   |
| (1) 募 集 の 方 法                              | Mizuho International plc の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは下記 6. (1) ③(a)により当初の転換価額が決定された日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われる。  |
| (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）                   | 本社債額面金額の 102.5%   |
| 6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項                 |   |
| (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 及 び 数 | ①種類<br>本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。<br>②数<br>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記③記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。<br>③転換価額<br>(a) 当初転換価額<br>転換価額は、当初、当社代表取締役又は取締役豊田正雄が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社、Mizuho International plc 及びその他の当事者との間で締結される社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書（以下「買取契約 |

ご注意:この文書は、当社の 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

書」という。)の締結直前の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値に100%を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(b) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。但し、当社のストックオプションプランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (2) 本新株予約権の総数  
本新株予約権の総数は800個とする。各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間  
2015年4月2日から2020年3月9日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとする。但し、(i)下記7.(4)②乃至⑦記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、(ii)下記7.(4)⑧記載の本社債の繰上償還の場合には、2018年3月20日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、また、(iii)下記7.(4)⑩記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年3月9日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（当日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日）（当日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所
- (8) 組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

- (イ) 本社債に基づく当社の義務が、組織再編等（下記7.（4）④に定義する。）に基づき承継会社等（下記7.（4）④に定義する。）に移転する場合、承継会社等から本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。
- (ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記6.（1）③（b）と同様の調整に服する。

（i）合併行為（下記7.（4）④に定義する。）又は持株会社化行為（下記7.（4）④に定義する。）の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記 (i) 以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使できる期間  
当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記 (5) に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件  
各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

## 7. 本 社 債 に 関 す る 事 項

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 本 社 債 の 総 額       | 40 億円         |
| (2) 各 本 社 債 の 額 面 金 額 | 5,000,000 円   |
| (3) 本 社 債 の 利 率       | 本社債には利息を付さない。 |
| (4) 償 還 の 方 法 及 び 期 限 | ①満期償還         |

2020年3月23日に本社債額面金額の100%で償還する。

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における本社債の募集又は販売は行われません。

#### ②120%コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日（以下に定義する。）にわたり、当該各取引日に有効な上記6.（1）③記載の転換価額（遡及的調整がある場合はこれを考慮する。）の120%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該20連続取引日の末日から15日以内に、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、2017年3月22日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

#### ③税制変更による繰上償還

本社債に係る支払に関して、下記（7）①に基づいて、当社が追加額支払義務を既に負っているか、又は追加額支払義務が生じる見込みである旨当社が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. を了解させた場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、2015年3月21日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%にて償還することができる。

#### ④組織再編等による繰上償還

(i)承継会社等（以下に定義する。）による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新規の新株予約権の付与を伴わない合併行為（以下に定義する。）の提案が行われる場合、(ii)本社債に基づく当社の義務の承継会社等への移転若しくは承継を伴わない持株会社化行為（以下に定義する。）の提案が行われる場合、(iii)承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新規の新株予約権の付与を伴わないその他の組織再編等（以下に定義する。）の提案が行われる場合、又は(iv)承継会社等の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること若しくは上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の承認日若しくはその前に Mizuho International plc に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、関連する組織再編等についての当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）による承認を条件とする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.（1）③（a）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額とな

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

るように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする。但し、償還日が2020年3月10日から2020年3月22日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社、合併行為により新設された会社又は当社が吸収合併された会社、会社分割行為における相手方であって本新株予約権付社債に係る当社の義務を引き受ける会社、及び持株会社化行為により当社の完全親会社となる会社を総称していうものとする。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為、持株会社化行為及びその他の日本法上の組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる合併を除く。）旨の合併が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社による新設分割又は吸収分割（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会）で承認された場合をいう。

#### ⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする。但し、償還日が2020年3月10日から2020年3月22日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に下記(7)

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本⑤の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④の手続が適用されるものとする。

#### ⑥クリーンアップ条項による繰上償還

本⑥の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面金額の総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2015 年 3 月 21 日から 2020 年 3 月 22 日までの間、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。

#### ⑦スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）、本新株予約権付社債の所持人に対して通知をした上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は、本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 130%とする。但し、償還日が 2020 年 3 月 10 日から 2020 年 3 月 22 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）に下記（7）①に基づく追加額（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

#### ⑧本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を 2018 年 3 月 20 日に額面金額の 100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2018 年 2 月 16 日から 2018 年 3

ご注意:この文書は、当社の 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



月 5 日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券を Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に預託することを要する。

但し、当社が上記③乃至⑦のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当該通知と本⑧の繰上償還請求の前後関係にかかわらず、2018年3月20日より前に当該通知が行われている限り、本⑧に優先して上記③乃至⑦に基づく繰上償還の規定が適用される。

⑨繰上償還条項間の優先順位

当社が上記②乃至⑦のいずれかに基づき繰上償還の通知を行った場合、他の上記②乃至⑦に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記④若しくは⑦に基づいて繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、又は上記⑤(i)乃至(iv)に記載された事由が生じた場合、以後上記②③又は⑥に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

⑩買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則（ある場合）並びにその他の適用法令及び規則に従って、随時いかなる価格でも本新株予約権付社債券を買い入れることができる。当社及び当社を代理して行為する子会社は、買い入れた本新株予約権付社債券を Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡して消却することができる。かかる場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は直ちにそれらの本新株予約権付社債券を消却しなければならない。

⑪債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債券の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債券の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額にて償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債券の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

本社債には担保又は保証はこれを付さない。

(7) 特約

① 追加額の支払

本社債の元本及びプレミアム（もしあれば）の一切の支払は、日本国又は日本の税務当局により又はこれに代わり現在又は将来課される一切の公租公課の源泉徴収又は控除がなされることなく行われる。但し、かかる公租公課の源泉徴収又は控除が法令により義務付けられる場合には、本新株予約権付社債券の要項に定める一定の場合を除き、当社は、本新株予約権付社債券の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加額を支払う。

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## ②担保設定制限

本新株予約権付社債の存続期間中、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」についての保証、補償その他の類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又は当該担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. がみなすか、若しくは社債権者集会の特別決議により本新株予約権付社債の所持人の承認を得た担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。上記における「外債」とは、当社又は第三者のボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち(i)日本円以外の通貨で表示されるもの、又は(ii)日本円で表示され当初その元本総額の過半が当社若しくは当該第三者により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるものをいう。なお、上記(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他類似の証券市場において、当面、値付けされ、上場され、通常取扱われ、若しくは取引されているもの、又はそれが意図されているものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 支 払 場 所 ( 支 払 代 理 人 ) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| 8. 取 得 格 付   | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 |
| 9. 上 場   | 該当事項なし。                     |
| 10. 安 定 操 作 取 引  | 該当事項なし。                     |
| 11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役又は取締役豊田正雄が決定する他、本新株予約権付社債に関する買取契約書に定めるところによる。 |                             |

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の手取概算額約 4,000,000,000 円について、内容、金額及び支出予定時期は以下のとおりであります。

- ①平成 27 年 3 月期までに本田技研工業（中国）投資有限公司が保有する偉福科技工業(武漢)有限公司株式の買取資金に約 400,000,000 円
- ②平成 28 年 3 月期までに F.tech Mfg. (Thailand)Ltd. における新規顧客より受注した新機種部品の生産を行う為の大型設備投資資金に約 1,500,000,000 円
- ③平成 28 年 3 月期までに F&P MFGDE MEXICO S.A.DE C.V. における 1000T 及び 3000T プレス機導入の設備投資資金に約 1,500,000,000 円
- ④本新株予約権付社債の発行に先立ち、平成 26 年 12 月に、PT.F.tech INDONESIA における塗装工程の内製化を含む一貫加工の自社工場建設資金約 600,000,000 円の支払い(当社による増資引受け)を借入により行っており、本新株予約権付社債の発行による発行手取金のうち同額については、平成 27 年 3 月 31 日までに当該借入金の返済に充当します。なお、残額が出る場合は運転資金とします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関する基本方針は、業績に基づく利益還元を基本とし、財務体質の強化を図りながら利益の状況、将来の事業展開など長期的な視野に立ち、また節目に応じて記念配当、株式分割などを検討し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の基本方針として、連結当期純利益に対する配当性向の当面の目安を 10%以上としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の経営環境変化に対応すべき、コスト競争力、グローバル開発体制を強化し、事業の更なる拡大と財務体質の強化に充当する所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失 (△)	134.16 円	△253.45 円	257.86 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	20.00 円 (10.00)	10.00 円 (10.00)	20.00 円 (10.00)
実績連結配当性向	14.9%	—	7.8%
自己資本連結当期純利益率	11.1%	△20.5%	16.2%
連結純資産配当率	1.7%	0.8%	1.4%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失は、連結当期純利益又は連結当期純損失の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 実績連結配当性向は、普通株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 25 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首と期末の平均で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、普通株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産

ご注意:この文書は、当社の 2020 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(期首と期末の平均) で除した数値です。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定なため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成26年1月27日	公募増資 1,838百万円	4,516百万円	4,953百万円
平成26年2月5日	第三者割当増資 274百万円	4,790百万円	5,228百万円

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	1,410円	1,730円	1,443円	1,261円
高 値	1,742円	1,800円	2,055円	1,371円
安 値	800円	1,000円	1,173円	1,081円
終 値	1,728円	1,464円	1,249円	1,210円
株価収益率	12.88倍	—	4.84倍	—

(注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成27年3月3日現在で表示しております。  
2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成25年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

##### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

#### (4) ロックアップについて

当社は、買取契約書の締結日から払込期日後180日を経過するまでの期間中、Mizuho International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等(但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行等及び本新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、ストックオプションプラン等による当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員に対する新株予約権の付与及び付与された新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、買取契約書の締結日において発行済の新株予約権の行使による当社普通株式の発行等、株式分割による当社普通株式の発行等、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。